

### 保険料額決定通知書・納入通知書を送付します

7月上旬に、65歳以上の方(第1号被保険者)に令和4年度の介護保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。介護保険料は、3年ごとに各市町村の介護サービスの供給量などを判断し決定します。納め忘れのないようお願いいたします。

### ◆65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

前年の合計所得金額などに応じた負担になるように13段階に区分されます。

※詳しくは、決定通知書または市公式サイトを確認してください。

### ◆40～64歳の方(第2号被保険者)の保険料

加入している医療保険によって金額や納め方は異なりますが、医療保険分と介護保険分を併せて納めていただきます。

**問合せ** 制度や保険料について：高齢福祉介護課  
介護保険係⑭4／要介護認定について：高齢福祉介護課介護認定係⑭6／保険料の納付について：納税課納税担当⑭79・190

### 介護保険施設を利用する方は 介護保険負担限度額認定の手続きを

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費は原則全額自己負担ですが、所得が低い場合、自己負担の上限額が設けられ、これを超えた費用は介護保険から施設などに支払われます。

認定の有効期間 8月1日(または申請日の属す

る月の初日か転入日)～翌年7月末

### 対象

- (1)世帯全員が住民税非課税であること。別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も住民税非課税であること
- (2)本人および配偶者(同居・別居に関わらず)の預貯金などの資産の合計額が次の①～④以下であること
- ①生活保護受給者・高齢福祉年金受給者：単身…1千万円以下、夫婦…2千万円以下
- ②課税年金収入の合計額が80万円以下の方：単課税年金収入の合計額が120万円超の方：単身…650万円以下、夫婦…1650万円以下
- ③課税年金収入10万円以外の合計所得金額＋非課税年金収入の合計額が80万円超120万円以下の方：単身…550万円以下、夫婦…1500万円以下
- ④課税年金収入10万円以外の合計所得金額＋非課税年金収入の合計額が120万円超の方：単身…500万円以下、夫婦…1500万円以下

※「配偶者」には内縁関係の場合を含みます。

※負担限度額認定を受けるには申請が必要です。

※必要書類など詳しくは市公式サイトを確認するか、問い合わせください。

### 引き続き負担限度額認定を利用する方は 更新の手続きを

すでに「介護保険負担限度額認定証」を持つている方には、6月に更新手続きの案内を送付しています。確認してください。

### 介護保険施設を利用する方は 引き続き負担限度額認定を利用する方は 更新の手続きを

7月分～令和5年6月分の免除・納付猶予申請の受付は、7月1日(金)から開始します。

なお、免除申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請ができます。詳しくは、問い合わせください。

**必要なもの** 年金手帳、基礎年金番号通知書

※前年の所得をもとに日本年金機構による審査が

### 国民年金保険料の免除・納付猶予

国民年金には、所得が一定以下の方の保険料を免除、または納付を猶予する制度があります。また、離職した方は、特例として保険料が免除される場合があります。

7月分～令和5年6月分の免除・納付猶予申請の受付は、7月1日(金)から開始します。

なお、免除申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請ができます。詳しくは、問い合わせください。

**必要なもの** 年金手帳、基礎年金番号通知書

※前年の所得をもとに日本年金機構による審査が

### 新型コロナウイルス感染症の影響による 保険料などの減免

次の(1)(2)に当てはまる世帯は、保険料・保険料が減免されます。

新型コロナウイルス感染症により

- (1)主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯↓保険料などを全額免除
- (2)主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、次の①～③のすべてに当てはまる世帯↓保険料などの一部減額
- ①事業収入、給与収入、不動産収入、山林収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ②前年の所得の合計額が1千万円以下であること
- ※介護保険には②の要件はありません。
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

※減免に該当するかなど詳しくは、各担当に問い合わせてください。

### 〈郵送〉の手続きを利用してください

申請書は市公式サイトからダウンロードすることができ、郵送で申請書を請求する場合は、問い合わせください。

### 国保・後期高齢 傷病手当金支給適用期間を延長

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したり、発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することができず、給与等の支払いが受けられない期間について傷病手当金を支給しています。

**支給適用期間** 労務に服することができない期間を「令和2年1月1日～令和4年9月30日」に延長

※詳しくは事前に電話で問い合わせください。

### 問合せ

国民健康保険：市民課保険係⑭127／後期高齢者医療：市民課高齢医療・年金係⑭138／介護保険：高齢福祉介護課介護保険係⑭142

### 介護保険の認定を受けた方へ 7月中旬に 新しい介護保険負担割合証を送付します

要支援・要介護および事業対象者認定を受けた方全員に、負担割合(1～3割)を記載した「介護保険負担割合証」を7月中旬に送付します。現在持っている負担割合証の有効期限は7月31日(日)です。8月1日(月)以降は、新しい負担割合証を提示してください。

### 事前に申請してください 介護保険利用者負担額の軽減制度

**対象** 市民税非課税世帯で次のすべてに該当する方

○年間収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えることに50万円を加算した額以下であること

○預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えることに100万円を加算した額以下であること

○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと

○負担能力のある親族などに扶養されていないこと

○介護保険料の滞納がないこと

**対象サービス**

○居宅介護(予防) サービスおよび施設介護サービスなど

※軽減の申し出をした事業者によるサービスに限られます。

あります。所得が未申告の場合は、事前に申告してください。

※離職した方は雇用保険被保険者離職票などが必要な場合があります。

**問合せ** 市民課高齢医療・年金係⑭140／青梅年金事務所 ☎0428-3013410

### 新型コロナウイルス感染症における 在宅要介護者等支援事業

市には、高齢の方や障害のある方などを在宅で介護している家族などが新型コロナウイルス感染症にかかり、介護者が不在となってしまう場合に支援する制度があります。

保健所の対応とはならず、ほかの家族・知人などの支援もなく、在宅要介護者が1人で取り残されてしまう場合は、至急、高齢福祉介護課または障害福祉課に連絡してください。

**対象** 在宅の要介護高齢者・障害者

**支援内容** PCRなどの検査支援およびヘルパー派遣

**実施期間** 令和5年3月31日(金)まで

※詳しくは、市公式サイトをご覧ください。

### 問合せ

高齢福祉介護課介護保険係⑭142／障害福祉課障害者支援係⑭185

## 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険 共通 新型コロナウイルス感染症に関する支援策

## 国民年金

## 介護保険 問合せ 高齢福祉介護課介護保険係⑭144・149